

自治基本条例

2024年2月1日 ID:3370

自治基本条例は「まちづくりのルール」

自治基本条例とは

地方分権の推進、少子高齢化・人口減少社会の到来、市民のニーズや価値観の多様化などさまざまな課題に対応していくためには、みんな（市民・議会・行政）がそれぞれの役割や責任を果たし、連携・協力しながらまちづくりを進めていくことが大切です。自治基本条例とは、まちづくり（自治）の基本的な考え方やルール、市民・議会・行政などの役割や責務、市民参画や協働の仕組みなどをまとめたもので、これからのまちづくりを進めるうえでとても大切な条例です。

関市自治基本条例ができるまで

関市自治基本条例の制定までの経緯

平成24年12月 ～平成26年1月	関市自治基本条例策定審議会（公募の市民を含む委員28名）で、13回にわたり条例案について審議されました。 ⇒ 関市自治基本条例策定審議会会議録
平成26年2月	審議会から条例の骨子案が市長に提出されました。
平成26年3月 ～平成26年4月	条例案の住民説明会やパブリックコメントを実施し、広く市民から意見を募集しました。
平成26年6月	議会に条例案を提案しました。
平成26年12月	議会特別委員会の7ヶ月にわたる審議を経て可決され、平成26年12月25日に関市自治基本条例を公布・施行しました。

関市自治基本条例の概要

まちづくりの主役は市民

基本原則

市民、議会および行政は、次の基本原則に基づいて、まちづくりを推進します。

- 市民が主役のまちづくり
- 市民が生涯にわたり自由に学び合うまちづくり
- 市民が参画するまちづくり
- 市民、議会及び行政が協働するまちづくり
- 情報を提供し共有するまちづくり
- 自然、歴史、文化、産業等の地域資源を生かすまちづくり

市民の権利

市民は、まちづくりに関して、次の権利を有します。

- 行政サービスを受け、安心して暮らす権利
- まちづくりに関する情報を知る権利
- まちづくりに関して学ぶ権利
- まちづくりに参画する権利

※「市民」の範囲について

関市自治基本条例では、関市に関わる多くのみなさんの知識や経験がまちづくりに生かされるよう、市内に住所がある方だけでなく、市内に通勤や通学されている方、市内の事業者や団体などを「市民」とし

お問い合わせ

関市 協働推進部 市民協働課
電話：0575-23-7711 ファクス：
0575-23-7744

この記事と同じ分類の記事

- > [関市自治基本条例推進審議会](#)
- > [SEKI WOMAN FESTA](#)
- > [受付を終了しました ジェーン・スーさんトークイベント](#)
- > [市民主権、市民自治](#)
- > [子ども文化地域コーディネーター養成講座（実践版）イベント開催](#)
- > [開催しました 男女共同参画推進トークイベント](#)
- > [ソーシャルビジネス支援助成金](#)
- > [関市まちづくり市民会議](#)
- > [関市まちづくり講演会](#)
- > [関市自治基本条例推進審議会委員を募集します](#)

協働推進部市民協働課（北庁舎3階）

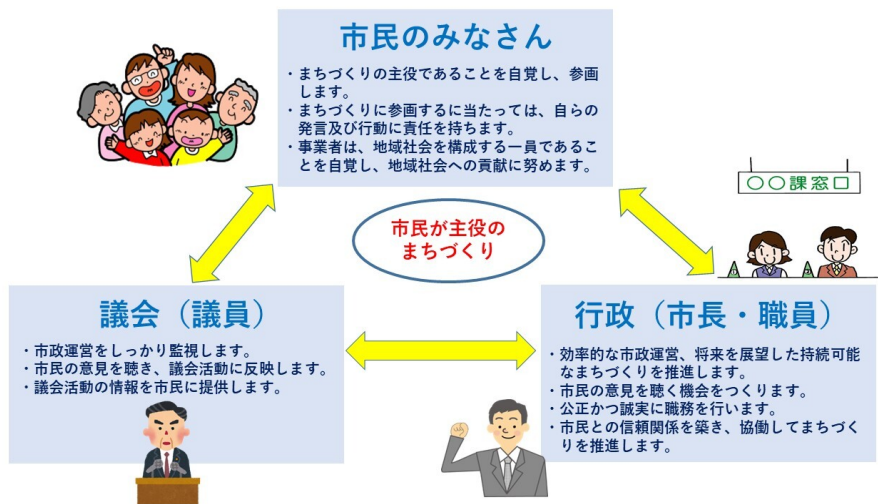
- > [若者活躍](#)
- > [地域振興・自治基本条例](#)
- > [男女共同参画・LGBT](#)
- > [国際](#)
- > [自治会](#)
- > [NPO](#)
- > [イメージキャラクター](#)
- > [書式のダウンロード](#)
- > [ふれあいセンター](#)
- > [生涯学習センター](#)

市民主権、市民自治

- > [自治基本条例](#)
- > [第1回 自治基本条例講演会](#)
- > [関市自治基本条例（条文）前文～第6章](#)
- > [関市自治基本条例（条文）第7章～附則](#)
- > [市民活動助成金](#)

ます。

みんなの役割と責務



市政運営の基本原則

○ 計画的な市政運営

- ・総合計画をつくり、計画的に市政運営を行います。
- ・総合計画は、広く市民の意見を聴いて策定し、見直します。

○ 健全な財政運営

- ・長期財政計画をつくり、将来にわたり健全な財政運営を行います。
- ・予算編成の過程、決算等の財政状況を分かりやすく公表します。

○ 効率的かつ効果的な市政運営

- ・行政評価を実施し、効率的かつ効果的に市政運営を行います。
- ・行政評価の結果を市民に分かりやすく公表します。

○ 市民の生命、財産を守るための危機管理

- ・自然災害、重大な事故等の緊急事態に備え、危機管理を行います。

まちづくりのキーワードは「市民参画・協働・情報共有」

○ 市民の意見を反映できる仕組みをつくります

- ・審議会等の委員に原則、公募委員を含めます。
- ・まちづくり市民会議を開催し、市民が施策や事業を考え、提案できるようにします。
- ・重要なことを決定する場合は、住民投票ができます。
- ・重要な計画や制度等を定めるときは、パブリックコメントや説明会を通じて、広く市民の意見を聴きます。

○ 市民のまちづくり活動を支援します

- ・地域委員会などの住民主体のまちづくりを支援します。
- ・市民活動センターを設置し、ボランティアなどの市民活動を支援します。

※地域委員会とは

地域委員会は、地域の団体や個人の力を結集して、地域課題の解決などの地域づくり活動に取り組む住民主体の組織です。概ね小学校区に1つの地域委員会が設置されています。（市全体で15組織）⇒[地域委員会](#)

※市民活動センターとは

▶ [まちづくり市民会議](#)

- ▶ [まちづくり市民会議「政策提案発表会」](#)
- ▶ [第2期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)
- ▶ [第3期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)
- ▶ [第4期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)
- ▶ [第5期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)
- ▶ [第6期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)
- ▶ [第7期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)
- ▶ [第8期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)
- ▶ [第9期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)
- ▶ [第10期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)
- ▶ [市民活動センター](#)
- ▶ [協働のまちづくり指針](#)

市民活動センターは、ボランティアやNPOなどの市民活動の拠点となる施設です。市民や企業などのまちづくり活動を積極的に支援します。⇒[市民活動センター](#)

○ 市民と情報を共有します

- ・まちづくりに必要な情報をお互いに提供し、みんなで共有します。
- ・個人情報は慎重かつ適切に取り扱います。
- ・市政に関する情報をわかりやすく説明します。

○ 関市自治基本条例推進審議会を設置します

- ・関市自治基本条例推進審議会を設置し、条例の適正かつ効果的な運用や必要な見直しを行います。
- ・関市自治基本条例推進審議会の委員は、学識経験者、公共的団体の推薦者、公募の市民で構成します。

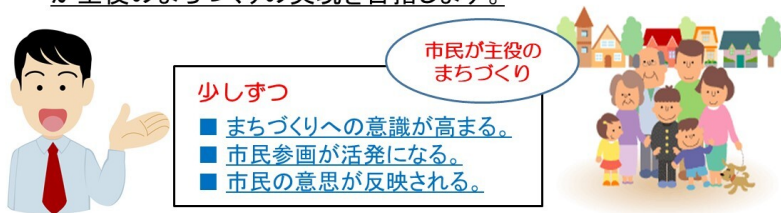
⇒[関市自治基本条例推進審議会](#)

○ 自治基本条例で何が変わるのか

自治基本条例で何が変わるのか

自治基本条例ができたからといって、日常生活が今すぐ目にみえて変化するわけではありません。

この条例に基づき市民、議会、行政と一緒に考え、行動することで、少しずつ関市がより良いまちに変わっていき、市民が主役のまちづくりの実現を目指します。



○ 関市自治基本条例の条文

関市自治基本条例の条文を知りたい場合は、以下のページをご覧ください。

⇒[関市自治基本条例（条文） 前文～第6章](#)

⇒[関市自治基本条例（条文） 第7章～附則](#)

ご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

確認

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



Facebookでシェア



X (旧Twitter) でシェア



LINEで送る

関市自治基本条例（条文） 前文～第6章

2024年2月1日

ID:20423

関市自治基本条例（平成26年関市条例第40号）

前文

関市は、日本の中心に位置し、市内には、清流として名高い長良川やその支流である板取川、武儀川、津保川が流れています。また、日本刀鍛錬、小瀬鶉飼など流域に住む人々のさまざまな伝統文化が財産として守り続けられています。この豊かな自然、積み重ねられた歴史、育まれてきた文化など貴重な地域資源を背景に地場産業が栄え、刃物のまちとして発展してきました。

わたしたちは、先人の英知によって築かれ、平成の市町村合併により生まれ変わったこのまちを誇りに思い、誰もが心豊かに安心して暮らすことができるまちとして、未来を担う子どもたちへ引き継ぎます。

子どもからお年寄りまで全ての市民は、まちづくりに大切な存在です。わたしたちは、市民一人ひとりの考えが大切にされ、市民が主役であることが実感できるまちを市民、議会及び行政が協働してつくっていきます。

そのためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、価値観を認め合いながら人や地域のつながりを大切にしなければなりません。また、全ての市民が市政に関心を持ち、まちづくりに理解を深め、その取組に主体的かつ自立的に参画することが必要です。

わたしたちは、地方自治の本旨にのっとり、関市のまちづくりの原則や仕組みなどを明らかにし、全ての市民が心豊かに幸せを感じることができるまちの実現のためにこの条例を定めます。

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、関市のまちづくりの基本原則を定め、市民の権利、役割及び責務、議会及び行政の責務並びに市民参画の施策を明らかにすることにより、協働によるまちづくり及び市民自治を推進することを目的とします。

定義

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

(1) 市民 市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人及び事業者（市内で事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。以下同じです。）をいいます。

(2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) まちづくり 住みよい地域社会を目指して、市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。

(4) 参画 市の事業、政策等の立案、実施等に市民が主体的に参加することをいいます。

(5) 協働 市民、議会及び行政が対等な立場で連携し、協力することをいいます。

条例の位置付け

第3条 この条例は、関市のまちづくりの最も大切な理念を定めるものであり、市民、議会及び行政は、この条例の規定を守ります。

2 行政は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに計画の策定及び見直しに当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

第2章 基本原則

お問い合わせ

関市役所協働推進部市民協働課
（北庁舎3階）

電話: 0575-23-7711

ファクス: 0575-23-7744

電話番号のかけ間違いにご注意ください！

この記事と同じ分類の記事

- > [関市自治基本条例推進審議会](#)
- > [SEKI WOMAN FESTA](#)
- > [受付を終了しました ジェーン・スーさんトークイベント](#)
- > [市民主権、市民自治](#)
- > [子ども文化地域コーディネーター養成講座（実践版）イベント開催](#)
- > [開催しました 男女共同参画推進トークイベント](#)
- > [ソーシャルビジネス支援助成金](#)
- > [関市まちづくり市民会議](#)
- > [関市まちづくり講演会](#)
- > [関市自治基本条例推進審議会委員を募集します](#)

協働推進部市民協働課（北庁舎3階）

- > [若者活躍](#)
- > [地域振興・自治基本条例](#)
- > [男女共同参画・LGBT](#)
- > [国際](#)
- > [自治会](#)
- > [NPO](#)
- > [イメージキャラクター](#)
- > [書式のダウンロード](#)
- > [ふれあいセンター](#)
- > [生涯学習センター](#)

市民主権、市民自治

- > [自治基本条例](#)
- > [第1回 自治基本条例講演会](#)

○ 基本原則

第4条 市民、議会及び行政は、次の基本原則に基づき、まちづくりを推進します。

- (1) 市民が主役のまちづくり
- (2) 市民が生涯にわたり自由に学び合うまちづくり
- (3) 市民が参画するまちづくり
- (4) 市民、議会及び行政が協働するまちづくり
- (5) 情報を提供し共有するまちづくり
- (6) 自然、歴史、文化、産業等の地域資源を生かすまちづくり

第3章 市民の権利、役割及び責務

○ 市民の権利

第5条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 行政サービスを受け、安心して暮らす権利
- (2) まちづくりに関する情報を知る権利
- (3) まちづくりに関して学ぶ権利
- (4) まちづくりに参画する権利

○ 市民の役割及び責務

第6条 市民は、まちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりに参画します。

2 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

○ 子どもの権利

第7条 市民、議会及び行政は、子どもが未来の担い手として尊重され、まちづくりに参画することができるよう努めます。

○ 高齢者、障がい者等の権利

第8条 市民、議会及び行政は、高齢者、障がい者等が地域社会の一員としてまちづくりに参画することができるよう努めます。

○ 事業者の社会的責任

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会への貢献に努めます。

第4章 議会の責務

○ 議会の責務

第10条 議会は、市政に関する重要事項を決定し、市政運営が適正に行われるよう監視します。

- 2 議員は、市民の多様な意見を聴き、議会の活動に反映します。
- 3 議員は、議会の活動に関する情報を市民に提供します。

第5章 行政の責務

○ 行政の責務

第11条 行政は、市政運営に関する事務を執行するに当たり、市民の意思を反映します。

○ 市長の責務

第12条 市長は、施政方針を明らかにし、市民のために効率的な市政運営を行います。

- 2 市長は、市民のために将来を展望し、持続可能なまちづくりを推進します。
- 3 市長は、市民の意見を聴く機会を設けます。

○ 職務の責務

▷ [関市自治基本条例（条文）
前文～第6章](#)

▷ [関市自治基本条例（条文）
第7章～附則](#)

▷ [市民活動助成金](#)

▷ [まちづくり市民会議](#)

▷ [まちづくり市民会議「政策
提案発表会」](#)

▷ [第2期まちづくり市民会議政
策提案発表会](#)

▷ [第3期まちづくり市民会議政
策提案発表会](#)

▷ [第4期まちづくり市民会議政
策提案発表会](#)

▷ [第5期まちづくり市民会議政
策提案発表会](#)

▷ [第6期まちづくり市民会議政
策提案発表会](#)

▷ [第7期まちづくり市民会議政
策提案発表会](#)

▷ [第8期まちづくり市民会議政
策提案発表会](#)

▷ [第9期まちづくり市民会議政
策提案発表会](#)

▷ [第10期まちづくり市民会議
政策提案発表会](#)

▷ [市民活動センター](#)

▷ [協働のまちづくり指針](#)

第13条 職員は、知識の習得及び能力の向上に努め、公正かつ誠実に職務を行います。

2 職員は、地域社会の一員であることを自覚し、市民との信頼関係を築き、協働してまちづくりを推進します。

第6章 市政運営

○ 総合計画

第14条 市長は、計画的に市政を運営するため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。この場合において、基本構想は、議会の議決を経ることとします。

2 市長は、総合計画を着実に推進するため、総合計画の適切な進行管理及び評価を行います。

3 市長は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、広く市民の意見を聴きます。

○ 財政運営

第15条 市長は、長期財政計画を策定し、将来にわたり健全な財政運営を行います。

2 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、これを適切に執行します。

3 市長は、予算編成の過程、予算執行、決算等の財政状況を市民に分かりやすく公表します。

○ 行政評価

第16条 市長は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施します。

2 市長は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、市政運営に反映します。

○ 危機管理

第17条 行政は、自然災害、重大な事故等のさまざまな緊急事態に備え、市民、議会及び関係機関と連携し、危機管理を行います。

⇒次へ（[関市自治基本条例（条文）](#) 第7章～附則）

○ 関市自治基本条例の解説

関市自治基本条例について、条ごとの説明など詳しい内容を知りたい場合は、「[関市自治基本条例 逐条解説](#)」（※以下に添付ファイルがあります。）をご覧ください。

関市自治基本条例 逐条解説

 [関市自治基本条例 逐条解説\(PDF形式、483.40KB\)](#)

ご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

確認

関市自治基本条例（条文） 第7章～附則

2024年2月1日 ID:20424

関市自治基本条例（平成26年関市条例第40号）

第7章 情報の共有等

情報の共有

第18条 市民、議会及び行政は、協働のまちづくりを推進するため、必要な情報を提供し、共有します。

個人情報の保護

第19条 市民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報の収集、利用及び提供に当たっては、個人情報について慎重かつ適切に取り扱います。

説明責任

第20条 行政は、市政運営に関する情報を市民に分かりやすく説明します。

2 行政は、市民の意見、提案及び要望に誠実かつ速やかに答えます。

第8章 参画及び協働

審議会等

第21条 行政は、審議会等の附属機関の委員を選任する場合は、原則として公募による市民を含めます。

2 審議会等の会議は、原則として市民に公開します。

住民投票

第22条 市長は、市政に関する特に重要な事項について広く住民（市内に住所を有する者をいいます。以下同じです。）の意思を確認するため、その都度、議会の議決を経て制定される条例（以下「住民投票条例」といいます。）の定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票条例の制定を市長に請求することができます。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、住民投票条例で定めます。

パブリックコメント制度

第23条 行政は、重要な計画、制度等（以下「計画等」といいます。）を定めようとするときは、事前にその内容を広く公表し、市民から意見を募るパブリックコメントを実施します。

2 行政は、パブリックコメントにより提出された市民の意見に対し考え方を公表するとともに市民の意見を尊重し、計画等に反映するよう努めます。

地域委員会

第24条 市民は、地域の課題を解決するため、小学校区を基本として、当該地域の自治会、各種団体、事業者等の多様な団体及び個人で構成する地域委員会（以下「地域委員会」といいます。）を設立することができます。

2 地域委員会は、誰もが参加できる開かれた組織とし、その適切な運営に努めます。

3 地域委員会は、当該地域が取り組む活動方針及び事業を定める地域振興計画を策定します。

4 行政は、地域委員会の設立及び活動を支援します。

お問い合わせ

関市役所協働推進部市民協働課
（北庁舎3階）

電話: 0575-23-7711

ファクス: 0575-23-7744

電話番号のかけ間違いにご注意ください！

この記事と同じ分類の記事

- > [関市自治基本条例推進審議会](#)
- > [SEKI WOMAN FESTA](#)
- > [受付を終了しました ジェーン・スーさんトークイベント](#)
- > [市民主権、市民自治](#)
- > [子ども文化地域コーディネーター養成講座（実践版）イベント開催](#)
- > [開催しました 男女共同参画推進トークイベント](#)
- > [ソーシャルビジネス支援助成金](#)
- > [関市まちづくり市民会議](#)
- > [関市まちづくり講演会](#)
- > [関市自治基本条例推進審議会委員を募集します](#)

協働推進部市民協働課（北庁舎3階）

- > [若者活躍](#)
- > [地域振興・自治基本条例](#)
- > [男女共同参画・LGBT](#)
- > [国際](#)
- > [自治会](#)
- > [NPO](#)
- > [イメージキャラクター](#)
- > [書式のダウンロード](#)
- > [ふれあいセンター](#)
- > [生涯学習センター](#)

市民主権、市民自治

- > [自治基本条例](#)
- > [第1回 自治基本条例講演会](#)

○ 市民活動センター

第25条 市長は、市民、市民活動団体等の主体性及び自律性を尊重し、協働して市民活動を推進するため、市民活動センターを設置します。

○ まちづくり市民会議

第26条 市長は、協働によるまちづくりを推進するため、市民が市政に関する施策を提言するまちづくり市民会議（以下「まちづくり市民会議」といいます。）を開催します。

- 2 市民は、まちづくり市民会議に主体的に参画します。
- 3 行政は、まちづくり市民会議から提言のあった施策の実現に努めます。

○ まちづくりに関する住民満足度の調査

第27条 市長は、まちづくりに関する住民の満足度を調査します。

- 2 市長は、前項の調査結果を公表し、市政に反映します。

第9章 国、県その他の自治体との協力

○ 国、県その他の自治体との協力

第28条 行政は、共通する課題を解決するため、国、県その他の自治体と相互に連携し、協力します。

○ 他地域との交流

第29条 市民、議会及び行政は、国内外の地域及び団体との多様な交流をまちづくりに生かします。

第10章 関市自治基本条例推進審議会

○ 関市自治基本条例推進審議会

第30条 市長は、この条例の運用及び進捗を管理するため、関市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用及び見直し並びに協働のまちづくりの推進に関することについて調査及び審議し、答申します。
- 3 審議会は、前項に定めるもののほか、この条例の運用及び見直しについて市長に提言することができます。
- 4 市長は、この条例を見直す必要があるときは、審議会の意見を尊重します。
- 5 審議会は、学識経験者、公共的団体の推薦による者及び公募による市民のうちから市長が委嘱する15人以内の委員で組織します。
- 6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、委員の再任は妨げません。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第11章 その他

○ 委任

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行します。（※公布の日は、平成26年12月25日です。）

（関市自治基本条例策定審議会条例の廃止）

- 2 関市自治基本条例策定審議会条例（平成24年関市条例第28号）は、廃止します。

（関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正します。（※以下略）

＞ [関市自治基本条例（条文）](#)

[前文～第6章](#)

＞ [関市自治基本条例（条文）](#)
第7章～附則

＞ [市民活動助成金](#)

＞ [まちづくり市民会議](#)

＞ [まちづくり市民会議「政策提案発表会」](#)

＞ [第2期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)

＞ [第3期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)

＞ [第4期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)

＞ [第5期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)

＞ [第6期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)

＞ [第7期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)

＞ [第8期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)

＞ [第9期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)

＞ [第10期まちづくり市民会議政策提案発表会](#)

＞ [市民活動センター](#)

＞ [協働のまちづくり指針](#)

[⇒前へ \(関市自治基本条例 \(条文\) 前文～第6章\)](#)

○ 関市自治基本条例の解説

関市自治基本条例について、条ごとの説明など詳しい内容を知りたい場合は、「関市自治基本条例 逐条解説」(※以下に添付ファイルがあります。)をご覧ください。

関市自治基本条例 逐条解説

 [関市自治基本条例 逐条解説\(PDF形式、483.40KB\)](#)

ご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

確認

自治基本条例

2023年9月29日

ID:3370

○ 自治基本条例とは

一般的に自治基本条例とは、自治体運営の基本原則・理念を明確にし、まちづくりを進める過程での市民の権利や責務、市民と行政の関係などの基本ルールを定めた条例です。

地方分権の大きな流れにより、今後ますます地方自治体の権限と責任の拡大が予測され、地方自治体は「自己決定・自己責任」に基づき地域の特性を生かしながら独自のまちづくりを進めていかなければなりません。

こうした分権社会に対応するため、これまでの行政主導の行政運営から、市民参加、市民協働によるまちづくりへの転換と自立した自治体運営のための基本ルールが必要となっています。そして、その役割を果たすのが自治基本条例です。

自治基本条例の取り組み

[第1回 自治基本条例講演会](#)

[自治基本条例策定審議会会議録](#)

自治基本条例ニュース

[自治基本条例ニュースNO.1\(ファイル名:NO.1\(2013.3\).pdf サイズ:311.44KB\)](#)

平成25年3月号広報と一緒に班回覧しました。

[自治基本条例ニュースNO.2\(ファイル名:NO.2\(2013.7\).pdf サイズ:306.78KB\)](#)

平成25年7月号広報と一緒に班回覧しました。

[自治基本条例ニュースNO.3\(ファイル名:NO.3\(2013.9\).pdf サイズ:363.33KB\)](#)

広報平成25年9月号と一緒に班回覧しました。

[自治基本条例ニュースNO.4\(ファイル名:NO.4\(2013.11\).pdf サイズ:283.56KB\)](#)

平成25年11月号広報と一緒に班回覧しました。

[自治基本条例ニュースNO.5\(ファイル名:NO.5\(2014.3\).pdf サイズ:387.56KB\)](#)

平成26年3月号広報と一緒に班回覧しました。

お問い合わせ

関市 協働推進部 市民協働課
電話: 0575-23-7711 ファクス:
0575-23-7744

この記事と同じ分類の記事

- [関市自治基本条例推進審議会](#)
- [SEKI WOMAN FESTA](#)
- [受付を終了しました ジェーン・スーさんトークイベント](#)
- [市民主権、市民自治](#)
- [子ども文化地域コーディネーター養成講座\(実践版\) イベント開催](#)
- [開催しました 男女共同参画推進トークイベント](#)
- [ソーシャルビジネス支援助成金](#)
- [関市まちづくり市民会議](#)
- [関市まちづくり講演会](#)
- [関市自治基本条例推進審議会委員を募集します](#)

協働推進部市民協働課(北庁舎3階)

- [若者活躍](#)
- [地域振興・自治基本条例](#)
- [男女共同参画・LGBT](#)
- [国際](#)
- [自治会](#)
- [NPO](#)
- [イメージキャラクター](#)
- [書式のダウンロード](#)
- [ふれあいセンター](#)
- [生涯学習センター](#)

市民主権、市民自治

- [自治基本条例](#)
 - [第1回 自治基本条例講演会](#)
- [市民活動助成金](#)
- [まちづくり市民会議](#)
 - [まちづくり市民会議「政策提案発表会」](#)